（削る）

第四号書式（第十五条関係）（Ａ４）

実　務　経　歴　書

今までの建築に関する実務の経歴について年代順に書いてください。
自家営業も含みます。
※印欄は記入しないでください。

勤務先（部課まで）	所在地（番地まで）	在職期間 年月～年月	在職期間 年数	地位職名	勤務内容（できるだけ具体的に）	※
※審査		※(1)	(2)	(3)	※経由庁記載欄 （責任者職氏名）印	

第四号の二書式（第十七条の十四の二関係）（Ａ４）

（略）

第四号の二の二書式（第十七条の十五関係）（Ａ４）

（略）

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第二条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定登録機関への書類の交付）	（指定登録機関への書類の交付）
第十二条　国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、中央指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。	**第十二条**　国土交通大臣は、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、中央指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　第五十三条第一項の規定による報告書の提出　同条第二項の添付書類に記載された事項	三　第五十三条第一項の規定による報告書の提出　同条第二項の合格者一覧表に記載された事項
2　前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。	（新設）
一　国土交通大臣の使用に係る電子計算機と中央指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、中央指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの	
二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを中央指定登録機関に交付する方法	